入居者向け

令和５年４月

住まいが見つからずお困りの方へ

# 賃貸住宅の入居でお悩みはありませんか？

～民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットのご案内～

賃貸住宅の入居を断られた…

希望に合った賃貸住宅が見つからない…

## 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットとは（住宅セーフティネット法）

高齢者や子育て世帯、障害者、低額所得者など、住まいにお困りの方が入居できる住宅の情報を提供

＋

居住支援協議会や居住支援法人により住まい探しや入居後の生活を支援

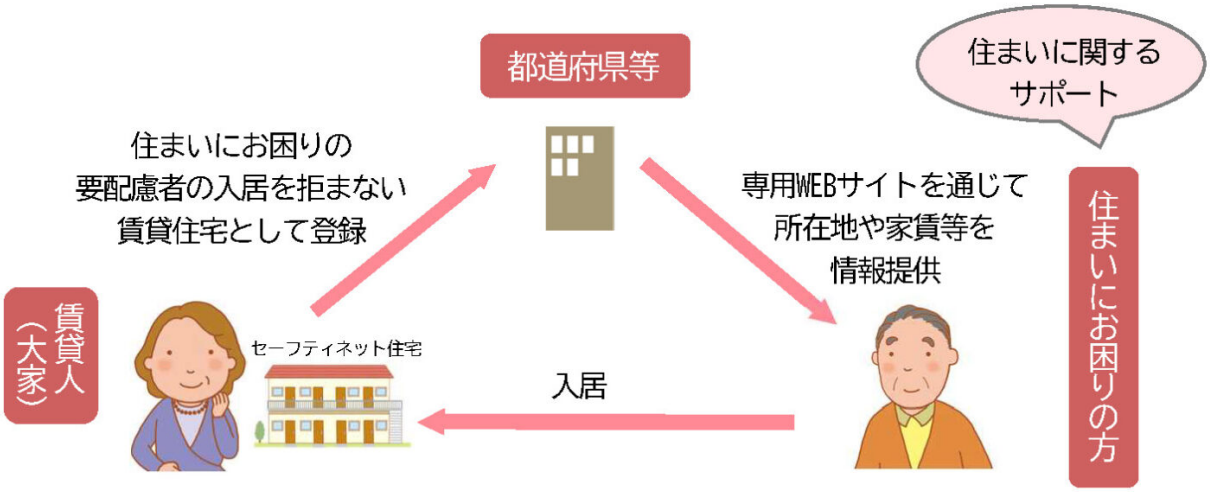


### 住まいにお困りの要配慮者とは

・高齢者　・低額所得者（月収158,000円以下）　・障害者　・被災者（発災後３年以内）
・子育て世帯（高校生相当までの子どもを養育する世帯）　・外国人　・児童虐待を受けた者
・ＤＶ被害者　・犯罪被害者　・矯正施設退所者　・生活困窮者　・東日本大震災の被災者
・地方公共団体が地域の実情に応じて定める者　等

国土交通省

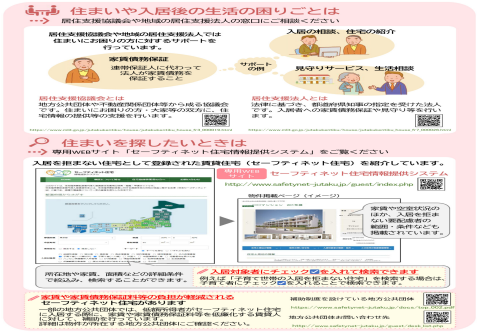

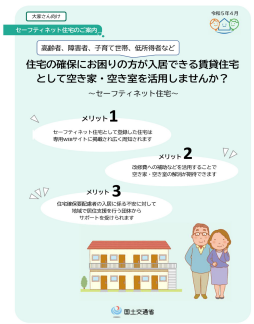

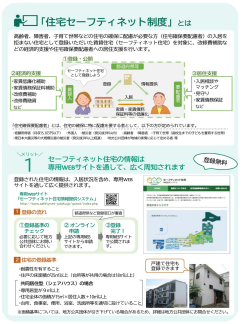

# 住宅セーフティネット制度の整備、円滑な運用・活用等に関する検討調査

| | |
|---|---|
| 発注者 | 国土交通省住宅局 |
| 工期 | 2016年度、2017年度、2018年度、2019年度、2020年度、2021年度、2022年度 |

我が国においては、住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネットの機能の強化が重要な政策課題となっている。一方、民間の空き家・空き室の増加が見込まれていることを踏まえ、民間の空き家等を活用した住宅セーフティネット機能の強化を早急に図ることが求められている。

このため、民間賃貸住宅や空き家等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等を内容とする「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が2017年4月19日に成立した。

当社では、2016年度業務において、住宅確保要配慮者の居住実態や民間賃貸住宅市場の動向、地方公共団体における居住安定確保に係る施策等について、現状や課題を整理したうえで、住宅セーフティネット制度の構築のあり方の検討等を行った。
2017年度業務以降は、制度を円滑に運用・活用していくため、地方公共団体等の制度運用に係る取組状況等について、情報収集や課題整理を行い、必要な支援措置等のあり方に関する検討等を継続して実施してきた。
さらに、2022年度業務では、制度周知を目的としたパンフレットの作成を行った。

©ICHIURA HOUSING & PLANNING